

「国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告」 (令和8年9月)の概要

内閣官房内閣人事局

1 趣旨

本報告書は、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第5条第6項の規定に基づき、以下について国会に報告するものである。

2 報告の概要

- 国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）の一部改正・・・・・・1件
 - ・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正

- 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部改正・・・・・・3件
 - ・内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部改正
 - ・公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令の一部改正・・・・・・2件